

EUDR 最新情報：EU 共同規制当局、EUDR の変更で合意

2025.12.8

SGEC/PEFC ジャパン

PEFC 本部から EUDR の状況について以下の情報がありましたので、お知らせします。

12月4日、欧州議会と理事会（EU 加盟国）は、機関間交渉の一環として暫定的な合意に達した。両機関は、欧州委員会によるデューデリジェンス手続きの簡素化案を支持し、当初欧州委員会が大規模および中規模企業向けに提案していた「猶予期間」を撤廃し、代わりにすべての事業者の申請期限を 2026 年 12 月 30 日まで明確に延長することを決定した。さらに、中小規模事業者には 6 か月の猶予期間が設けられた。

主な合意事項：

- ・すべての事業者の申請期限を 2026 年 12 月 30 日まで明確に延長することを決定。ただし、中小規模事業者にはさらに 6 か月の猶予期間（2027 年 6 月 30 日まで）を設ける。
- ・必要なデューデリジェンス・ステートメントを提出する義務と責任は、製品を最初に市場に投入した事業者のみに課す。
- ・サプライチェーンにおける最初の下流事業者のみが、最初のデューデリジェンス・ステートメントの参照番号を収集・保管する責任を負う。
- ・中小規模事業者向けの簡易申告は 1 回のみ提出し、申告の識別番号(declaration identifier)を受け取る。
- ・EUDR の実施について、すべての関係者との継続的な情報交換の重要性の確認。
- ・重大な IT システムの障害が発生した場合、管轄当局が委員会に報告することを義務付け。システムの円滑な機能を確保するとともに、事務負担を最小限に抑える柔軟性を確保
- ・特定の印刷物（書籍、新聞、印刷写真など）を規制の適用範囲から除外
- ・欧州委員会は、レビューを実施し、2026 年 4 月 30 日までに報告書を提出。報告書では、EUDR の影響、特に小規模事業者への影響を評価し、特定された課題への対処方法を示す。

今後のステップ： - 暫定合意は、発効前に両機関の承認と正式な採択が必要となる（議会と理事会の双方が 12 月 16 日の投票で正式に承認する予定）。